

第3章 地域の概況

第3章 地域の概況

計画地及びその周辺の概況は、入手可能な既存資料等により把握する。調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月、埼玉県条例第61号）第3条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき計画地から3kmとし、寄居町、小川町、深谷市及び東秩父村の1市2町1村（以下「関係市町村」という。）を基本とする。

なお、項目及び既存資料の内容により、調査範囲は拡大または縮小することがある。

3.1 社会的状況

（1）人口及び産業の状況

1）人 口

埼玉県及び関係市町村における令和3（2021）年現在の人口、世帯数及び人口密度は表3.1-1に示すとおりである。

埼玉県及び関係市町村における平成13（2001）年から令和3（2021）年までの人口の伸びは図3.1-1に示すとおりであり、埼玉県においては人口が着実に増加しているが、寄居町、小川町及び東秩父村においては近年減少の傾向にある。なお、深谷市は、平成18年1月1日に深谷市、花園町、岡部町、川本町の1市3町が合併し深谷市となっていることから平成17年から平成22年に大きく増加し、その後は減少傾向にある。

表3.1-1 人口等の状況（令和3年1月1日）

県市町村名	世帯数	人口	面積（km ² ） ^{注）}	人口密度（人/km ² ）
埼玉県	3,209,143	7,342,684	3,797.75	1,933.4
寄居町	13,313	32,097	64.25	499.6
小川町	12,025	28,490	60.36	472.0
深谷市	56,734	141,509	138.37	1,022.7
東秩父村	1,018	2,595	37.06	70.0

注）面積は、令和元年10月1日現在の値である（「令和2年 埼玉県統計年鑑」より）。

資料：「埼玉県推計人口」（埼玉県総務部統計課ホームページ）

「令和2年 埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課ホームページ）

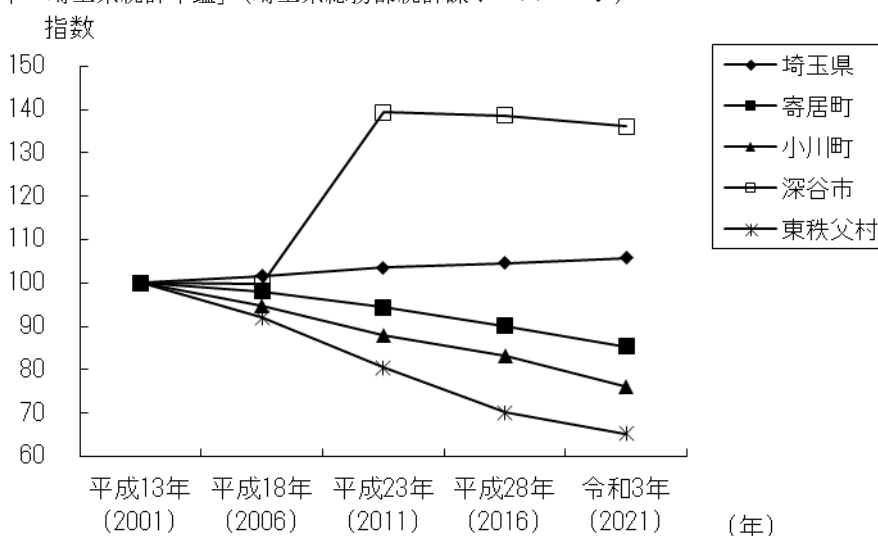


図3.1-1 人口の推移（平成13(2001)年の人口を100とした場合の指数）

2) 産 業

埼玉県及び関係市町村の産業別従業者数は表 3. 1-2 に、従業者数の産業別構成は図 3. 1-2 に示すとおりである。

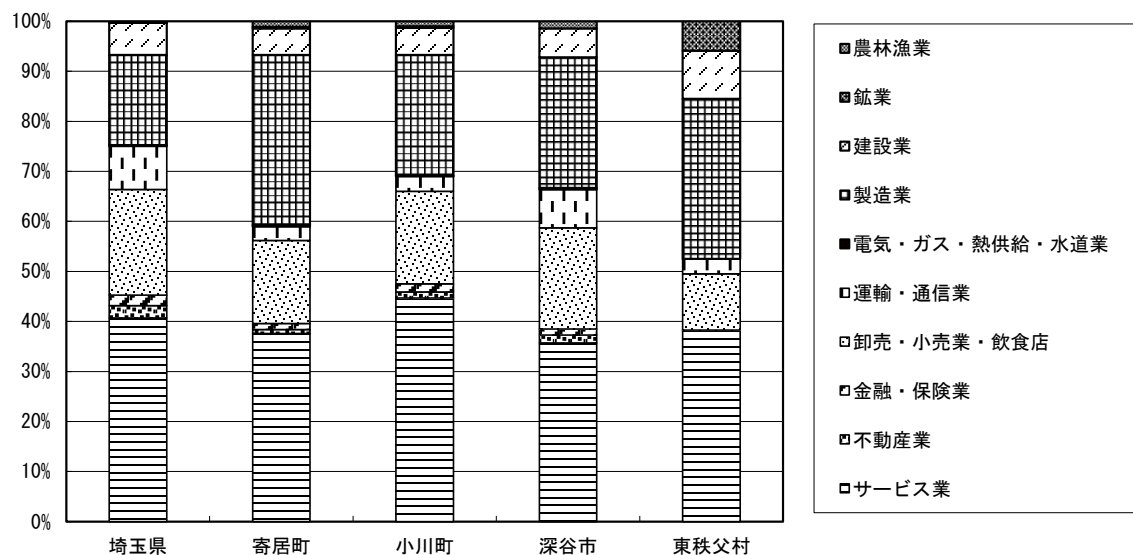
埼玉県全体と同様にいずれの地域においても製造業、卸売・小売業・飲食店及びサービス業の構成比率が高くなっている。

表3. 1-2 産業別従業者数（平成28年6月1日現在）

単位：従業者数（人）、構成比（％）

県市町村名	項目	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
埼玉県	従業者数	6,116	436	164,889	464,446	4,141	224,789	543,203	53,466	64,771	1,049,287
	構成比	0.3	0.0	6.4	18.0	0.2	8.7	21.1	2.1	2.5	40.7
寄居町	従業者数	145	38	710	4,534	34	375	2,214	154	108	5,011
	構成比	1.1	0.3	5.3	34.0	0.3	2.8	16.6	1.2	0.8	37.6
小川町	従業者数	93	24	510	2,283	5	282	1,748	150	117	4,212
	構成比	1.0	0.3	5.4	24.2	0.1	3.0	18.5	1.6	1.2	44.7
深谷市	従業者数	755	—	3,200	14,452	142	4,269	11,164	668	891	19,803
	構成比	1.4	0.0	5.8	26.1	0.3	7.7	20.2	1.2	1.6	35.8
東秩父村	従業者数	—	41	67	224	—	21	78	1	—	267
	構成比	—	5.9	9.6	32.0	—	3.0	11.2	0.1	—	38.2

資料：「令和2年 埼玉県統計年盤」（埼玉県総務部統計課ホームページ）



資料：「令和2年 埼玉県統計年盤」（埼玉県総務部統計課ホームページ）

図3. 1-2 就業者数の産業別構成（平成28年6月1日現在）

（２）土地利用の状況

１）現況土地利用

関係市町村の現況土地利用面積の状況は、表 3.1-3 に示すとおりである。

寄居町、小川町及び東秩父村では山林の面積が多く、深谷市においては畑の面積が多い。計画地が位置する寄居町では山林となっている面積が 1,568.4ha となっている。

計画地は、彩の国資源循環工場内のリサイクル施設用地となっている（図 3.1-4 参照）。

表3.1-3 地目別土地面積（令和元年１月１日現在）

単位：ha

県市町村名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
埼玉県	40,212.7	48,769.0	74,774.1	795.7	63,452.2	157.1	3,049.5	29,227.1
寄居町	291.2	1,207.2	836.2	11.0	1,568.4	—	161.1	498.3
小川町	334.8	525.5	597.8	3.5	2,805.5	—	23.5	357.2
深谷市	1,739.0	4,799.8	3,296.1	3.6	390.3	0.7	38.3	684.7
東秩父村	56.8	194.4	67.6	—	2,988.3	130.2	9.2	21.0

注1)表中の「—」は、皆無または該当数字無し。

注2)この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注3)「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

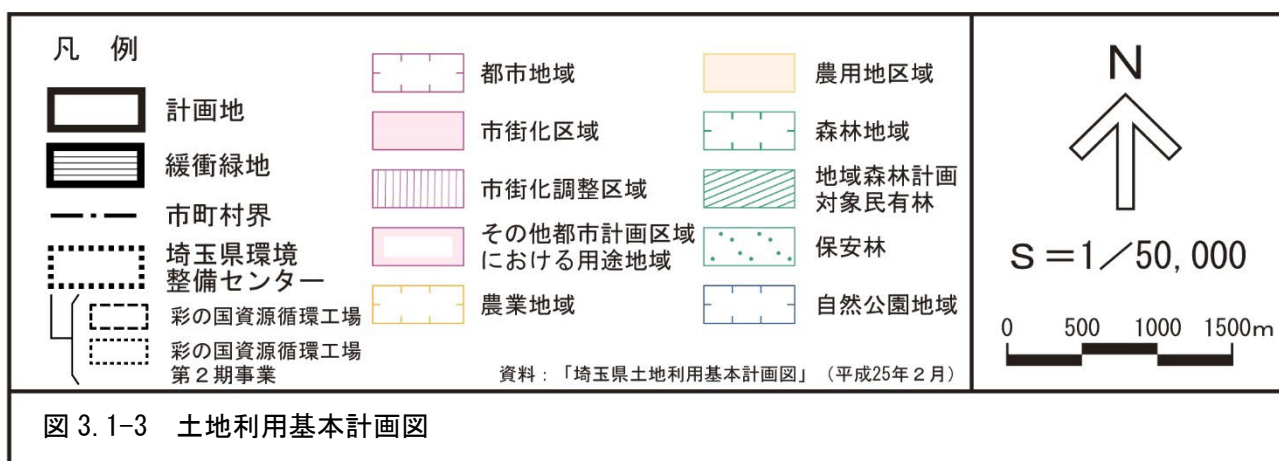
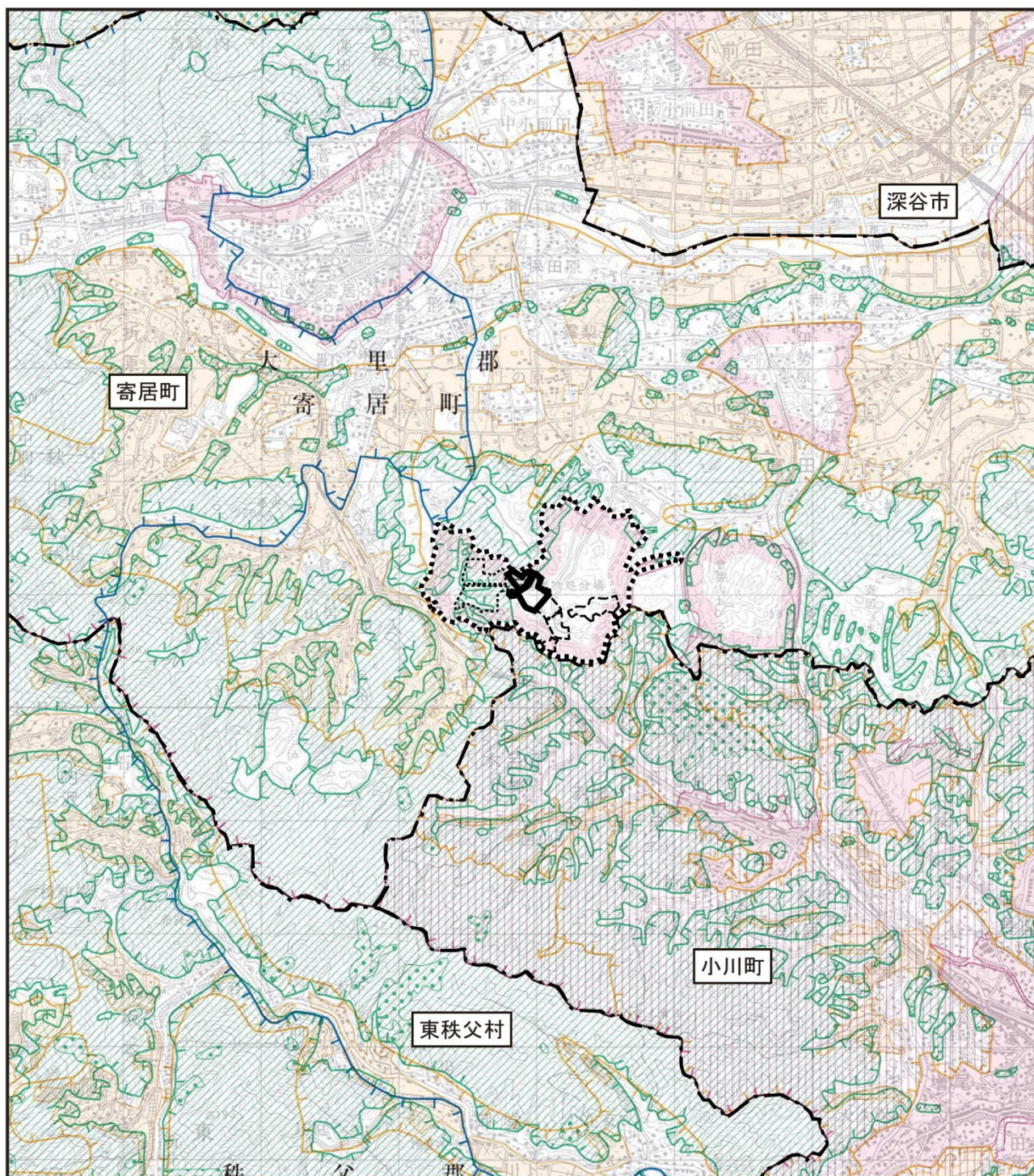
注4)墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

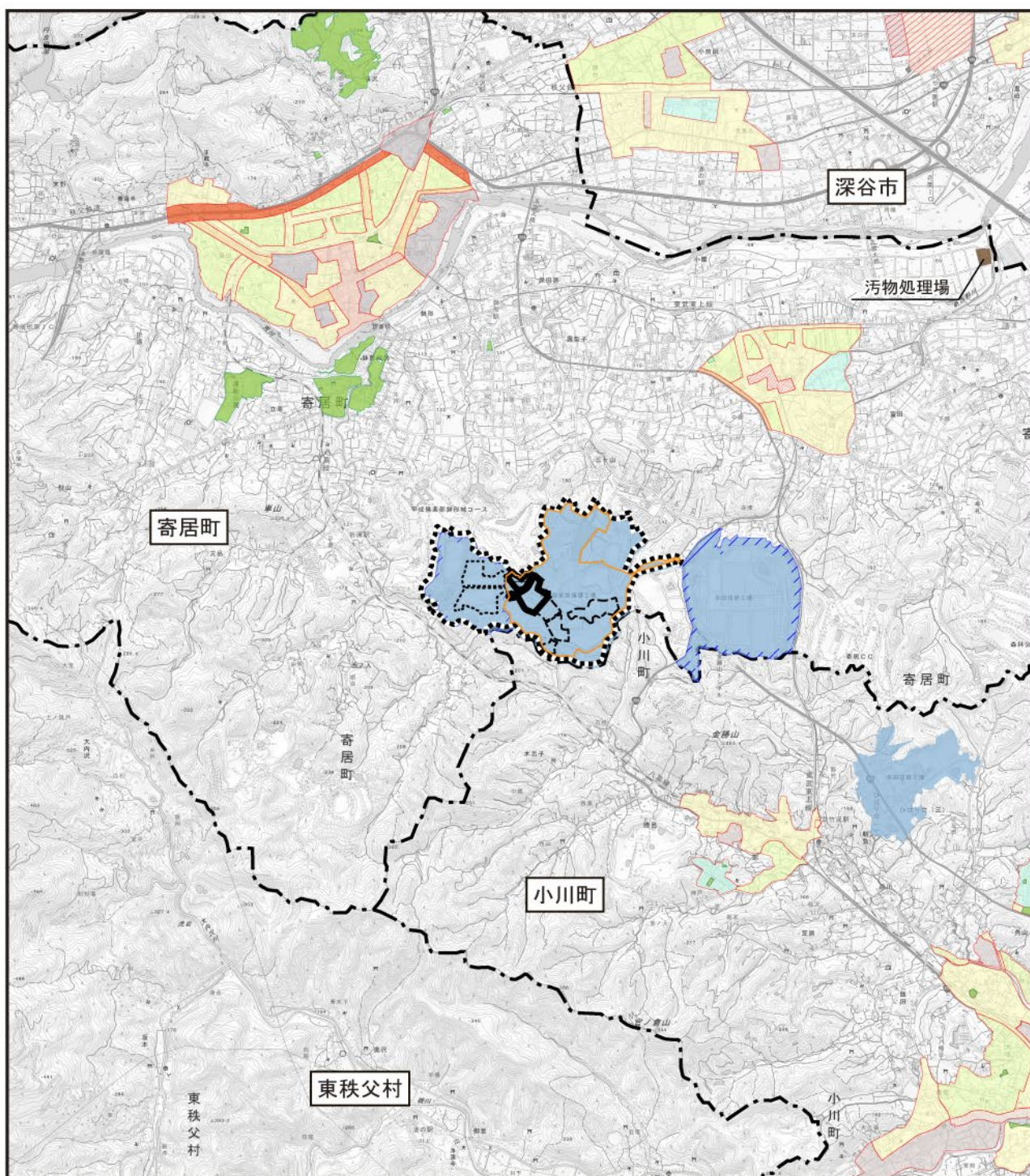
資料：「令和２年 埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課ホームページ）

２）土地利用計画

関係市町村の国土利用計画法に基づく土地利用基本計画は、図 3.1-3 に示すとおりである。関係市町村の大部分は森林地域と農業地域となっている。計画地は、その他の都市計画区域における用途地域となっている。

都市計画図は、図 3.1-4 に示すとおりである。計画地を含む埼玉県環境整備センター用地は、工業専用地域に指定されているほか、その大部分は産業廃棄物処理施設に指定されている。また、計画地周辺の住居系の用途地域は、計画地の北北西側約 2.1km の寄居駅周辺、北東側約 2.4km の男衾駅周辺、南東側約 2.0km の竹沢駅周辺に第一種住居地域等の指定がみられる。





この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



図 3.1-4 都市計画図

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 河川及び湖沼の分布

関係市町村における水利用の状況は、図 3.1-5 に示すとおりである。

計画地及びその周辺の一級河川としては、計画地の北側に荒川が、東側に市野川が、南側に兜川が流れている。計画地は、荒川の支川である天神沢川の流域に位置する。

また、計画地周辺には、北西側に荒川をせき止めて造られた玉淀ダムがあり、発電のほか農業用水を供給する役割を果たしている。計画地北西側の寄居町境界付近には、灌漑用の人工湖である円良田湖がある。

2) 上水道

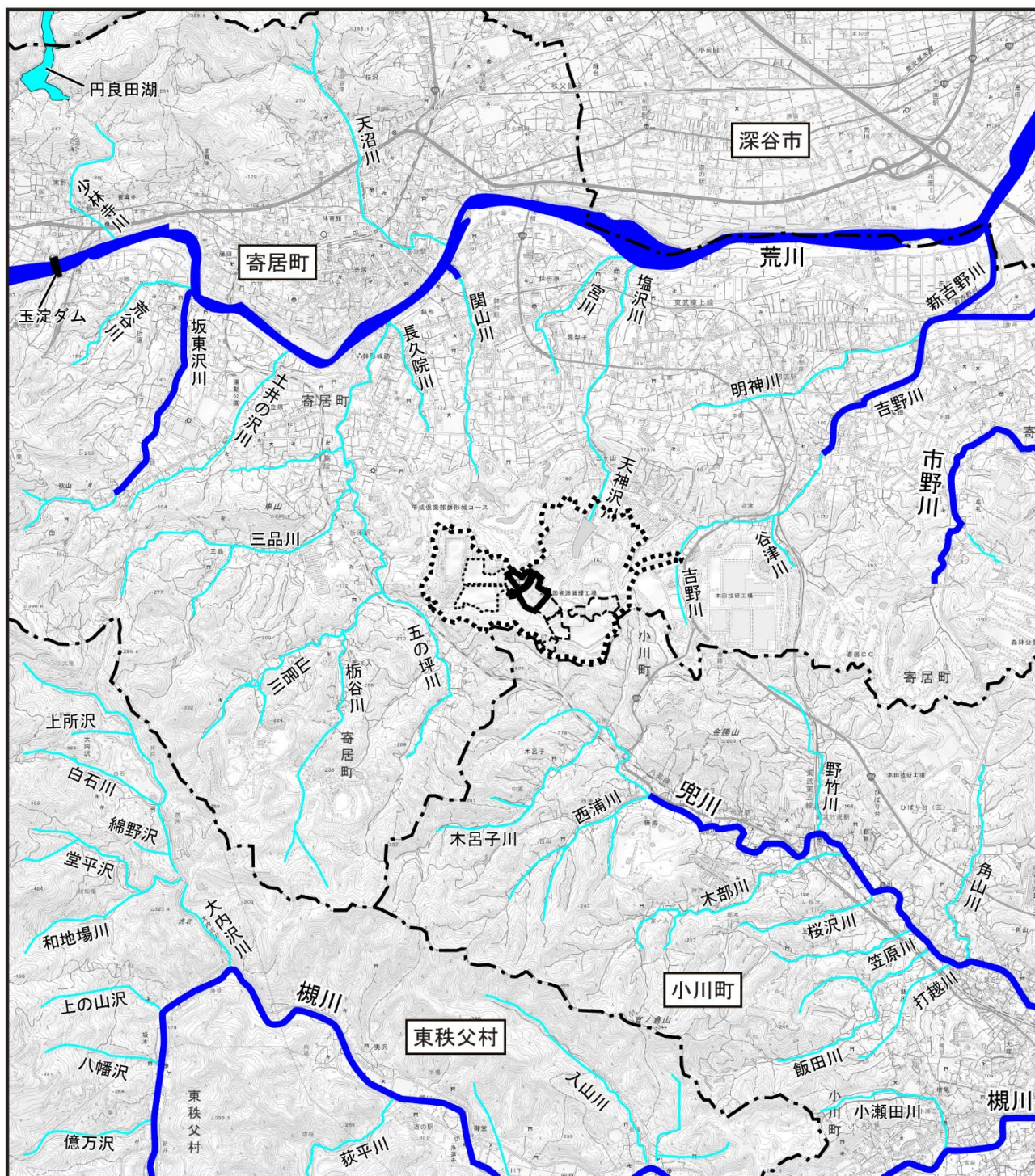
関係市町村における上水道の状況は、表 3.1-4 に示すとおりである。

計画地の位置する寄居町の令和元年度における上水道普及率は 99.9%となっている。

表 3.1-4 上水道の状況（令和元年度）

市町村名	行政区域内 総人口(人)	上水道		簡易水道		普及率 (%)
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	
寄居町	32,323	36,554	31,864	700	413	99.9
小川町	28,889	43,200	28,558	0	0	98.9
深谷市	141,803	141,231	140,508	0	0	99.1
東秩父村	2,590	0	0	3,510	2,580	99.6

資料：「埼玉県の水道 令和2年度版（令和元年度水道統計調査資料）」（令和3年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課）



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例

- | | | | |
|--|--------------------|--|------|
| | 計画地 | | 一級河川 |
| | 緩衝緑地 | | 河 川 |
| | 市町村界 | | |
| | 埼玉県環境整備センター | | |
| | 彩の国資源循環工場 | | |
| | 彩の国資源循環工場
第2期事業 | | |

資料：「熊谷県土整備事務所 河川図」
 （平成28年3月、熊谷県土整備事務所）
 「東松山県土整備事務所 河川・砂防図」
 （平成28年6月、東松山県土整備事務所）



S = 1 / 50,000

0 500 1000 1500m

図 3.1-5 河川及び湖沼の分布図

3) 内水面漁業

埼玉県における漁業権は荒川水系及び利根川水系に設定されており、その状況は図3.1-6に示すとおりである。また、関係市町村に関わる河川、湖沼などの内水面において営む漁業である第5種共同漁業権*の免許の内容は、

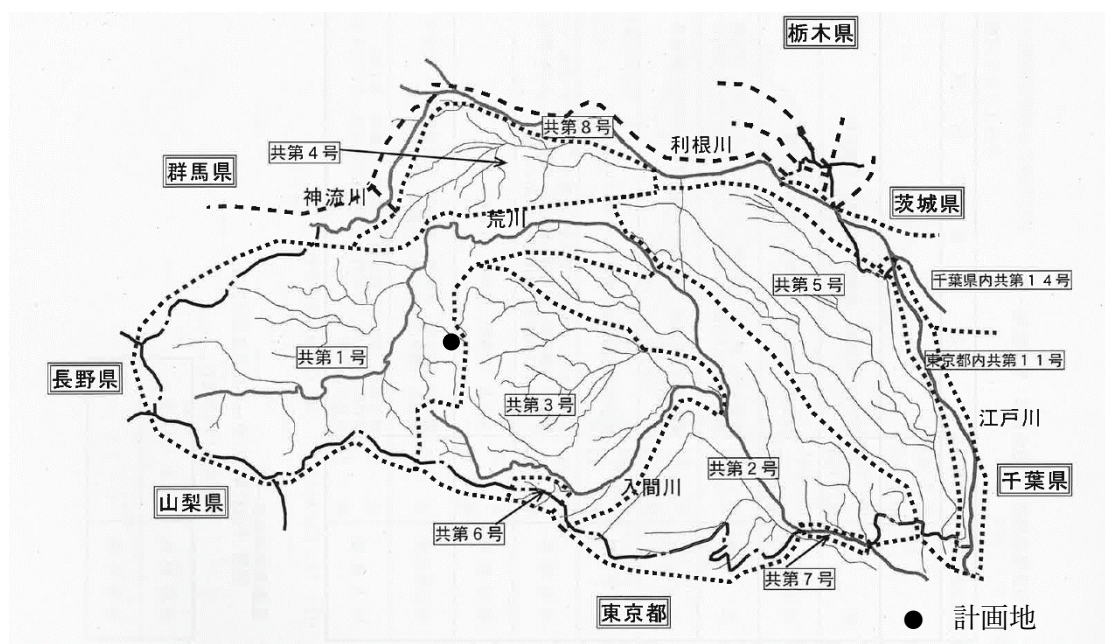
表3.1-5に示すとおりである。

寄居町及び深谷市は主に共第1号に区域に、小川町は主に共第2号及び共第3号の区域に、東秩父村は主に共第3号の区域に含まれている。

表 3.1-5 第五種共同漁業権免許状況
(期間：平成26年1月1日～令和5年12月31日)

免許番号	主な区域	漁業権者 (漁業協同組合)	漁業権魚種
共第1号	荒川(上流から大芦橋)・中津川・赤平川・横瀬川	埼玉中央、秩父	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ、なまず
共第2号	荒川(大芦橋から笹目橋)・市野川・びん沼川・伊佐沼	埼玉南部、武蔵、入間	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
共第3号	都幾川・高麗川・越辺川・槻川・入間川・有間川・宮沢湖	武蔵、埼玉西部、入間、埼玉南部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず

資料：「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」(埼玉県農林部生産振興課ホームページ)



資料：「平成29年 埼玉県漁業養殖業統計年報」(平成31年3月、埼玉県水産研究所)

図3.1-6 漁業権設定状況

※「漁業法」(昭和24年法律第267号)6条5項によると、以下のとおりである。

- 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
- 第二種共同漁業 網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げるもの以外のもの
- 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業(動力漁船を使用するものを除く。)、飼付漁業又はつきいそ漁業(第一号に掲げるものを除く。)であつて、第五号に掲げるもの以外のもの
- 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であつて、次号に掲げるもの以外のもの
- 第五種共同漁業 内水面(農林水産大臣の指定する湖沼を除く。)又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

4) 地下水

関係市町における地下水採取量の推移（平成 27 年～令和元年）は、表 3.1-6 に示すとおりである。

計画地が位置する寄居町の地下水は工業用に使用されており、平成 30 年に採取量が増加したが、令和元年には大幅に減少に転じた。

表 3.1-6 地下水採取量の推移（平成 27 年～令和元年）

単位：m³/日

市町名	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
寄居町	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	－	－	－	－	－
	工業用	40.0	40.0	41.0	1,130.0	10.0
	計	40.0	40.0	41.0	1,130.0	10.0
小川町	水道用	4,821.7	4,872.8	4,867.6	4,131.4	3,716.7
	建築物用	－	－	－	－	－
	工業用	363.0	363.0	346.0	314.0	403.0
	計	5,184.7	5,235.8	5,213.6	4,445.4	4,119.7
深谷市	水道用	37,626.6	37,662.5	36,612.8	36,922.2	34,276.4
	建築物用	300.3	349.3	462.2	151.7	144.9
	工業用	12,345.8	11,856.3	14,239.3	14,998.8	10,004.0
	計	50,272.7	49,868.1	51,314.3	52,072.7	44,425.3

注) 東秩父村は地下水採取量調査の対象地域外である。

資料：「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和元年度観測成果）」（令和 3 年 2 月、埼玉県）

(4) 交通の状況

1) 主要交通網

関係市町村における交通網の状況は、図 3.1-7 に示すとおりである。

幹線道路としては、関越自動車道及び国道 254 号が北西－南東方向に、国道 140 号が東西方向に延びている。

2) 道路交通量

平成 27 年度の関係市町村内の交通量調査地点位置は図 3.1-7 に、各調査地点の道路交通量は表 3.1-7 に示すとおりである。

計画地の東側に位置する幹線道路である国道 254 号の交通量（平日昼間 12 時間）は 10,342 台（地点④）である。また、国道 254 号が寄居町と小川町の境界付近でバイパスと分岐した後の地点⑤における交通量（平日昼間 12 時間）は 3,106 台である。

表 3.1-7 道路交通量の結果（平成 27 年度・平日）

図中 番号	路線名	観測地点名	昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	関越自動車道	花園 IC～本庄児玉 IC	36,609	11,491	48,100	47,408	19,824	67,232
②	一般国道 140 号	深谷市小前田 284	17,613	2,684	20,297	23,837	4,173	28,010
③		深谷市小前田 129	6,304	979	7,283	8,168	1,300	9,468
④	一般国道 254 号	寄居町保田原 185-4	8,152	2,190	10,342	11,026	2,729	13,755
⑤		寄居町富田 2255	2,096	1,010	3,106	2,715	1,105	3,820
⑥	熊谷小川秩父線	小川町腰越 64	6,556	330	6,886	8,324	628	8,952
⑦	飯能寄居線	寄居町大字鉢形 808	6,908	843	7,751	9,009	1,222	10,231
⑧	赤浜小川線	比企郡小川町原川 681	3,534	334	3,868	4,434	478	4,912
⑨	坂本寄居線	寄居町秋山 480	1,040	162	1,202	1,277	189	1,466
⑩	菅谷寄居線	寄居町富田 152-8	6,009	997	7,006	7,742	1,296	9,038
⑪		寄居町桜沢 480-5	4,750	301	5,051	6,001	515	6,516

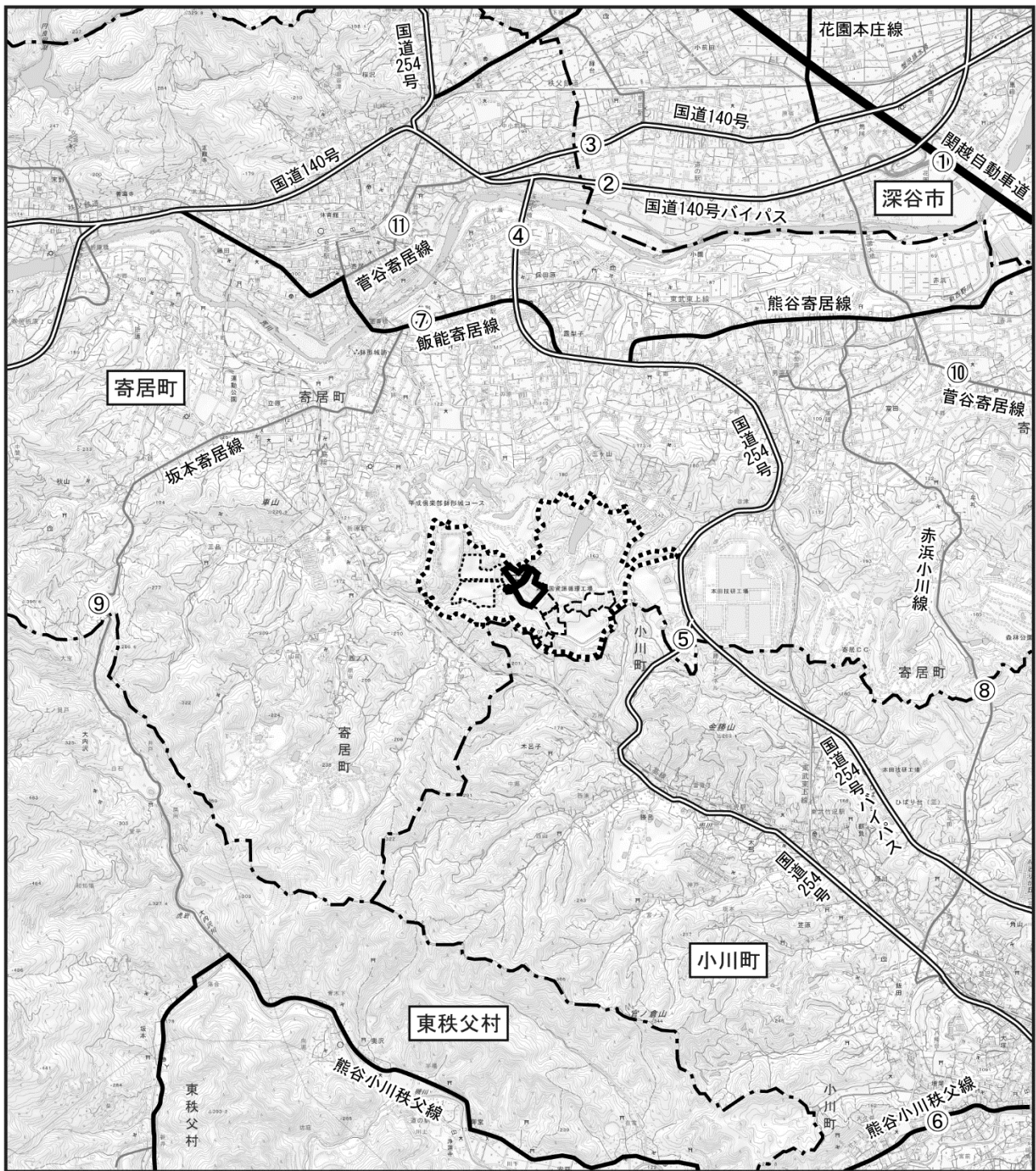
注) 図中番号は、図 3.1-7 と対応する。

資料：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（埼玉県県土整備部県土整備政策課ホームページ）

3) 鉄 道

関係市町村における鉄道網の状況は、図 3.1-8 に示すとおりである。

寄居駅には、東武東上線、秩父鉄道及び J R 八高線が乗り入れている。また、東武東上線の東武竹沢から男衾駅間には新駅（みなみ寄居〈ホンダ寄居前〉）が、2020 年 10 月 31 日から開業している。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例

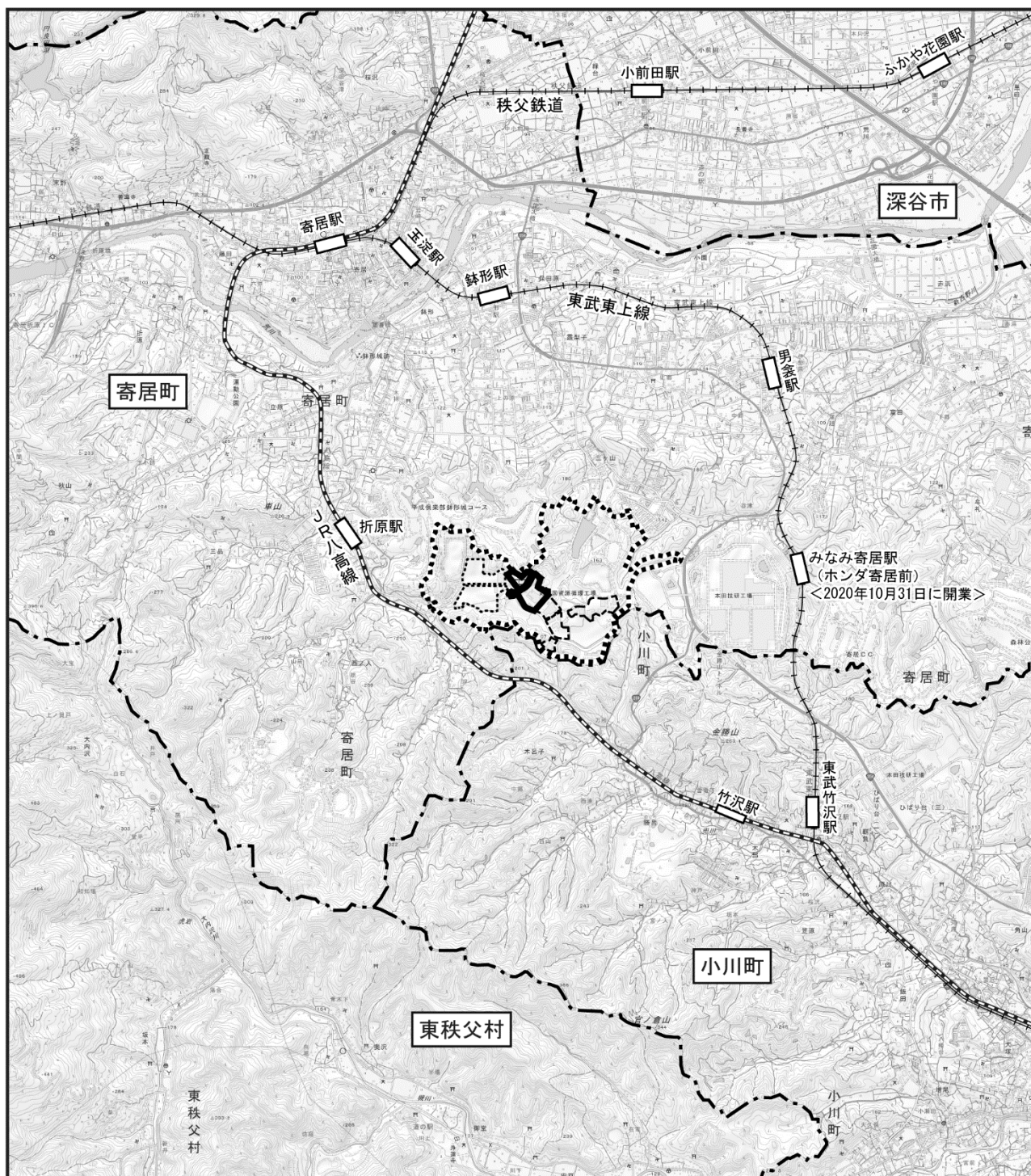
- | | | | | |
|--|----------------|-------------------------------|---------|-------------|
| | 計画地 | | 高速自動車国道 | ①～⑪ 交通量調査地点 |
| | 緩衝緑地 | | 一般国道 | |
| | 市町村界 | | 主要地方道 | |
| | 埼玉県環境整備センター | | 一般県道 | |
| | 彩の国資源循環工場 | 資料: | | |
| | 彩の国資源循環工場第2期事業 | 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」 | | |
| | | (埼玉県県土整備部県土整備政策課ホームページ) | | |



S = 1 / 50,000

0 500 1000 1500m

図 3.1-7 交通網及び交通量調査地点



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例

- | | | | |
|--|----------------|--|-------|
| | 計画地 | | J R 線 |
| | 緩衝緑地 | | 私 鉄 |
| | 市町村界 | | |
| | 埼玉県環境整備センター | | |
| | 彩の国資源循環工場 | | |
| | 彩の国資源循環工場第2期事業 | | |



S = 1 / 50,000

0 500 1000 1500m

図 3.1-8 鉄道網

(5) 学校、病院、その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1) 学校・幼稚園

計画地周辺に存在する学校・幼稚園等は表 3.1-8 に、その位置は図 3.1-9 に示すとおりである。計画地に最寄りの学校・幼稚園等は、北北西側約 1,400m に位置する城南中学校（地点⑬）である。

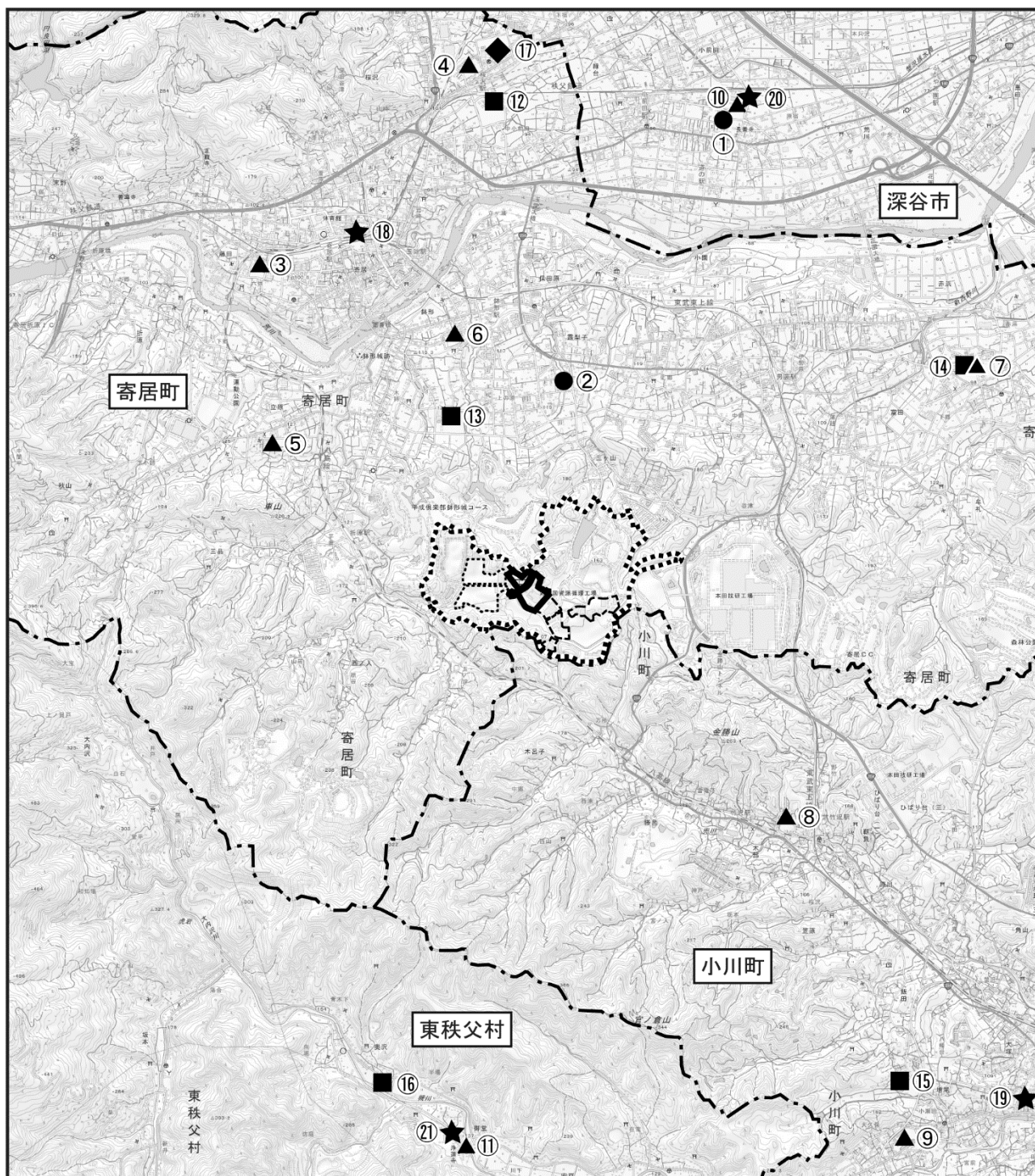
表 3.1-8 学校・幼稚園等

図中 番号	分 類	名 称	所在地
①	公立幼稚園	深谷市花園幼稚園	深谷市小前田 1503
②	私立幼稚園	寄居若竹幼稚園	寄居町露梨子 414-1
③	公立小学校	寄居小学校	寄居町寄居 206
④		桜沢小学校	寄居町桜沢 2740
⑤		折原小学校	寄居町立原 385
⑥		鉢形小学校	寄居町鉢形 645
⑦		男衾小学校	寄居町富田 53
⑧		竹沢小学校	小川町木部 90
⑨		大河小学校	小川町腰越 209
⑩		花園小学校	深谷市小前田 1463-1
⑪		槻川小学校	東秩父村三堂 364-1
⑫	公立中学校	寄居中学校	寄居町桜沢 2000
⑬		城南中学校	寄居町鉢形 2222
⑭		男衾中学校	寄居町富田 65
⑮		西中学校	小川町増尾 250
⑯		東秩父中学校	東秩父村奥沢 150
⑰	公立高等学校	寄居城北高等学校	寄居町桜沢 2601
⑱	図書館	寄居町立図書館	寄居町大字寄居 1296-1
⑲		小川町立図書館	小川町大塚 99-1
⑳		花園こども情報交流図書館・アクロス	深谷市小前田 1463-2
㉑		東秩父村立図書館	東秩父村御堂 369

注) 図中番号は、図3.1-9と対応する。

資料: 「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育局教育政策課ホームページ)

「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県立図書館ホームページ)



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

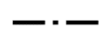
凡 例



計画地



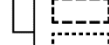
緩衝緑地



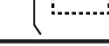
市町村界



埼玉県環境整備センター



彩の国資源循環工場



彩の国資源循環工場第2期事業



幼稚園 (①～②)



小学校 (③～⑪)



中学校 (⑫～⑯)



高等学校 (⑰)



図書館 (⑱～㉑)

資料：

「埼玉県学校便覧」（埼玉県教育局教育政策課ホームページ）

「埼玉県内公共図書館等一覧」（埼玉県立図書館ホームページ）

「深谷市立図書館」（深谷市立図書館ホームページ）



S = 1/50,000

0 500 1000 1500m

図 3.1-9 学校・幼稚園等位置図

2) 病院等

計画地周辺に存在する病院等は表 3.1-9 に、その位置は図 3.1-10 に示すとおりである。

計画地に最寄りの病院等は、北北西約 2,700m に位置する清水医院及び高間クリニック（地点 12, 13）である。

表 3.1-9 病院等一覧

図中 番号	分 類	名 称	所在地
1	病院	宏仁会小川病院	小川町大字原川 205
2		埼玉療育園	寄居町藤田 179-1
3	診療所など	竹澤診療所	小川町大字靱負 600-1
4		木下医院	小川町大字大塚 660
5		新井眼科クリニック	小川町大字大塚 907-1
6		小林内科医院	小川町大字大塚 930-1
7		五十嵐整形外科医院	寄居町大字桜沢 1017-5
8		市川医院	寄居町大字寄居 1056
9		おぶすま診療所	寄居町大字赤浜 966
10		おぶすま第二診療所	寄居町大字牟礼 672
11		佐伯医院	寄居町大字寄居 988
12		清水医院	寄居町大字寄居 657
13		高間クリニック	寄居町大字寄居 671-3
14		田中医院	寄居町大字赤浜 1157
15		はらしま医院	寄居町大字保田原 163-7
16		藤野クリニック	寄居町大字寄居 1153-1
17		松本医院	寄居町大字寄居 886-2
18		山田整形外科内科医院	寄居町桜沢 218-5
19		寄居本町クリニック	寄居町大字寄居 808-1

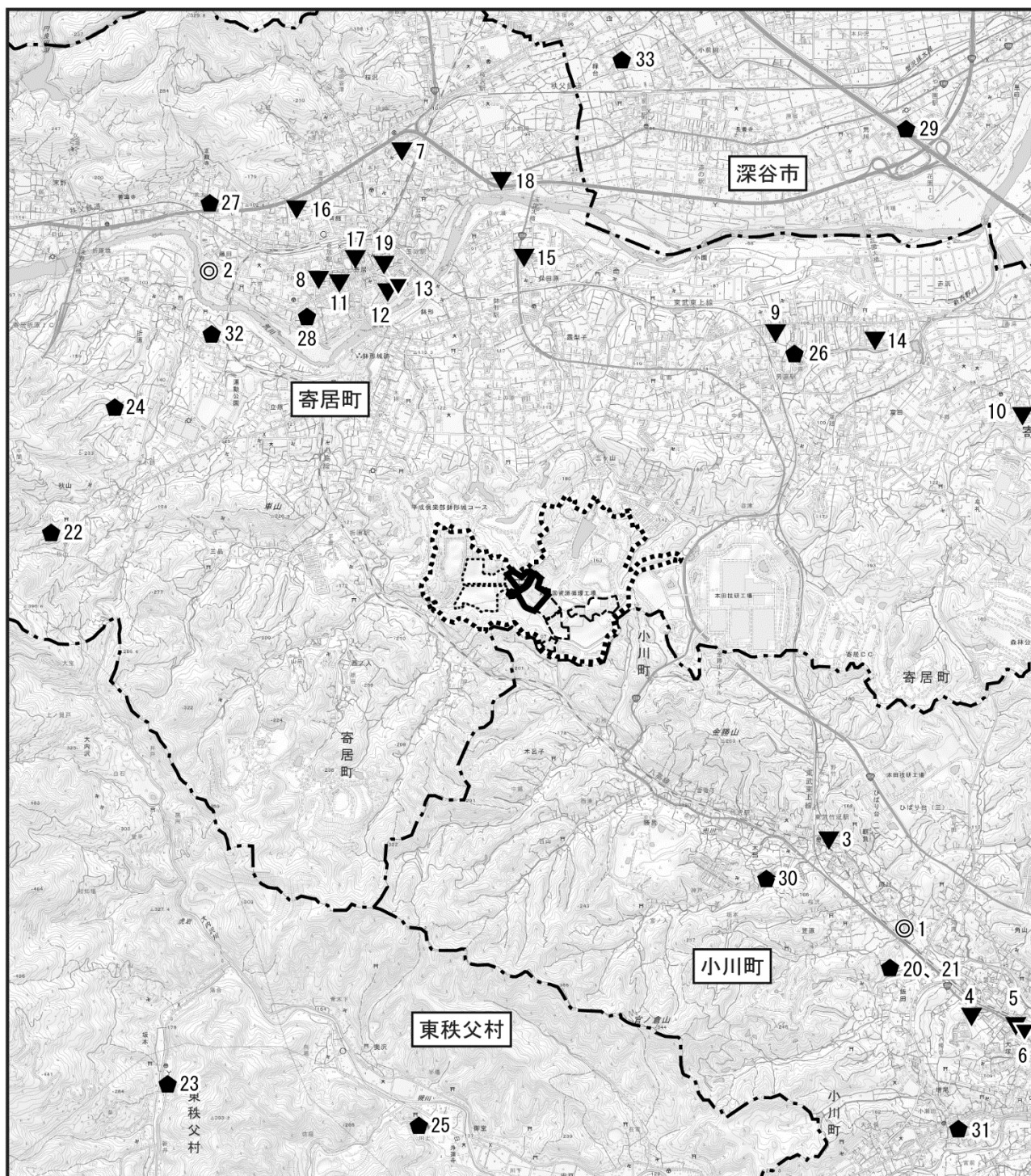
注) 図中番号は、図3.1-10と対応する。

資料：「寄居町 地図でさがす 施設一覧」（寄居町ホームページ）

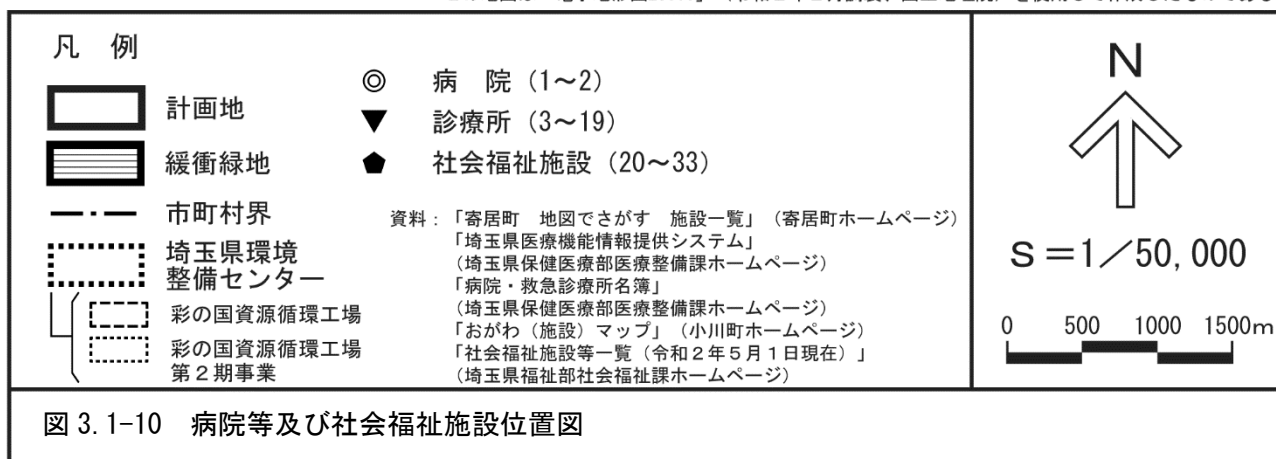
「埼玉県医療機能情報提供システム」（埼玉県保健医療部医療整備課ホームページ）

「病院・救急診療所名簿」（埼玉県保健医療部医療整備課ホームページ）

「おがわ（施設）マップ」（小川町ホームページ）



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



3) 社会福祉施設

関係市町村内に存在する社会福祉施設は表 3.1-10 に、その位置は図 3.1-10 に示すとおりである。

計画地に最寄りの社会福祉施設は、北北西側約 2,900m に位置する有料老人ホーム「たんぽぽ」(地点 28) である。

表 3.1-10 社会福祉施設一覧

図中 番号	分 類	名 称	所在地
20	特別養護 老人ホーム	さくらぎ苑やすらぎ	小川町飯田 117
21		さくらぎ苑	小川町飯田 117
22		あきやま苑	寄居町秋山 721
23		つきがわ	秩父郡東秩父村大字坂 本字鍛冶屋 1308-8
24	介護老人 保健施設	逍遙の郷	大里郡寄居町折原 2482
25		みどりの杜	秩父郡東秩父村御堂 1456-4
26	有料 老人ホーム	地域生活サポートホームあじさい	寄居町赤浜 1024-3
27		よりいほうむ	寄居町大字寄居 1712-1
28		たんぽぽ	寄居町寄居 433-2
29		住宅型有料老人ホーム レスパ花園	深谷市黒田 554
30		あんしんホーム小川	小川町木部
31		イリーゼ埼玉小川町	小川町大字増尾字南里 460 番 1 他
32		有料老人ホームおりはら	大里郡寄居町大字折原 256 番 1
33		住宅型有料老人ホームどんぐり	深谷市小前田 1647 番地 1

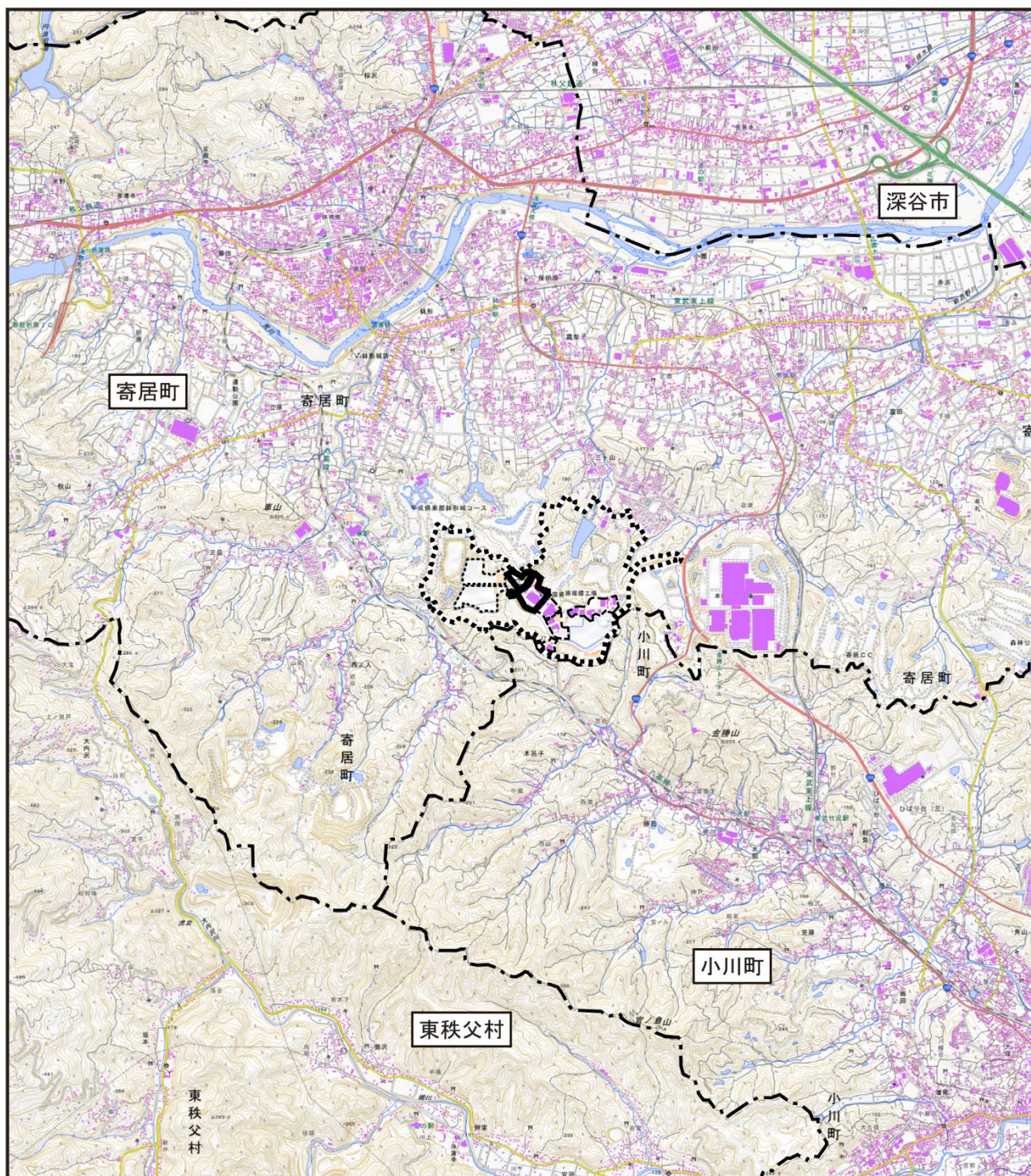
注) 図中番号は、図3.1-10と対応する。

資料:「社会福祉施設等一覧(令和2年5月1日現在)」(埼玉県福祉部社会福祉課ホームページ)

4) 住宅等

都市計画図によると、計画地周辺には、計画地の北北西側約 2.1km の寄居駅周辺、北東側約 2.4km の男衾駅周辺、南東側約 2.0km の竹沢駅周辺に住居系の用途地域が分布している(図 3.1-4 参照)。

また、計画地及びその周辺の住宅等の分布状況は、図 3.1-11 に示すとおりである。住宅等は、計画地北側の国道 140 号や荒川沿い、南東側の竹沢駅や小川町駅周辺の国道 254 号沿いに集中して分布しているほか、計画地を含む埼玉県環境整備センターの北側、南側及び西側の近傍にも分布している。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例



計画地



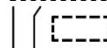
緩衝緑地



市町村界



埼玉県環境
整備センター



彩の国資源循環工場



彩の国資源循環工場
第2期事業



建築物（住宅等）
※工場等の建築物も含む。



S = 1/50,000

0 500 1000 1500m

資料：環境アセスメントデータベース“EADAS”
「基盤地図 住宅データ」

図 3.1-11 住宅等の分布状況

（６）下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

１）下水道

関係市町村における公共下水道整備状況は、表 3.1-11 に示すとおりである。

下水道普及率は 25.0～53.3%であり、県全体の 81.9%と比べると、低い割合となっている。

表 3.1-11 公共下水道整備状況（令和元年度末）

流域名など	市町村名	行政人口（人）	処理人口（人）	普及率（％）
荒川上流流域	深谷市	25,153	9,557	38.0
	寄居町	33,141	8,290	25.0
市野川流域	小川町	29,471	15,700	53.3
その他	東秩父村	2,749	—	—
県合計		7,391,979	6,054,273	81.9

注）行政人口は、令和２年３月末日現在の住民基本台帳人口である。

資料：「公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県下水道局下水道事業課ホームページ）

２）し尿処理

① 水洗化状況

関係市町村における水洗化状況は、表 3.1-12 に示すとおりである。

水洗化率は 87.8～95.9%であり、県全体の 98.9%と比べると、低い割合となっている。

表 3.1-12 水洗化状況（令和元年度実績）

県市町村名	総人口 （人）	水洗化人口（人）			水洗 化率 （％）	非水洗化人口（人）			非水洗 化率 （％）
		公共 下水道 人口	浄化槽 人口 ^{注）}	計		計画 収集 人口	自家 処理 人口	計	
埼玉県	7,387,913	5,833,173	1,477,158	7,310,331	98.9	77,417	165	77,582	1.1
寄居町	33,405	7,034	24,562	31,596	94.6	1,809	0	1,809	5.4
小川町	29,726	12,771	13,334	26,105	87.8	3,621	0	3,621	12.2
深谷市	143,316	76,170	61,275	137,445	95.9	5,871	0	5,871	4.1
東秩父村	2,763	0	2,574	2,574	93.2	186	3	189	6.8

注）浄化槽人口には、コミュニティプラント人口含む。

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」（令和３年６月、埼玉県環境部資源循環推進課）

② し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町村におけるし尿・浄化槽汚泥処理量は、表 3.1-13 に示すとおりである。

関係市町村は東秩父村を除き下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画地の位置する寄居町における令和元年度の総処理量は 16,311kL となっている。

表 3.1-13 し尿・浄化槽汚泥処理量（令和元年度実績）

県市町村名	処理量（kL）			左記の処理区分（kL）			自家処理量（kL）	総処理量（kL）
	計	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	処理施設の処理量	下水道投入量	その他		
埼玉県	795,985	91,758	704,227	704,227	0	0	315	796,300
寄居町	16,311	1,872	14,439	16,311	0	0	0	16,311
小川町	9,126	883	8,243	9,333	0	0	0	9,126
深谷市	37,407	3,357	34,050	37,407	0	0	0	37,407
東秩父村	1,776	131	1,645	1,776	0	0	2	1,778

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」（令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課）

3）ごみ処理

関係市町村におけるごみ排出量は表 3.1-14 に、計画地の位置する寄居町におけるごみ排出量の推移の状況は表 3.1-15 に示すとおりである。

寄居町における令和元年度の年間排出量は 10,882t であり、年々減少傾向にあったが平成 29 年度以降増加傾向となっている。

表 3.1-14 ごみ排出量の状況（令和元年度実績）

県市町村名	計画収集人口（人）	ごみ排出量（t）					
		事業系	生活系			集団回収	合計
				資源ごみ	家庭系		
埼玉県	7,387,913	543,914	1,689,761	260,924	1,428,837	96,130	2,329,805
寄居町	33,405	1,413	8,883	289	8,594	586	10,882
小川町	29,726	1,312	7,285	1,628	5,657	383	8,980
深谷市	143,316	12,978	41,306	3,757	37,549	2,840	57,124
東秩父村	2,763	113	684	170	478	0	761

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」（令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3.1-15 寄居町におけるごみ排出量の推移

県市町村名	計画収集人口（人）	ごみ排出量（t）					
		事業系	生活系			集団回収	合計
				資源ごみ	家庭系		
平成 27 年	34,915	1,233	8,851	294	8,557	797	10,881
平成 28 年	34,587	1,192	8,697	253	8,444	724	10,613
平成 29 年	34,170	1,263	8,749	287	8,462	681	10,693
平成 30 年	33,781	1,366	8,852	337	8,515	644	10,862
令和 元年	33,405	1,413	8,883	289	8,594	586	10,882

資料：「一般廃棄物処理事業の概況」（埼玉県環境部資源循環推進課ホームページ）

(7) 法令等による指定及び規制等の状況

1) 大 気

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.1-16 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月、法律第 105 号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-16 「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
		短期的評価	1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考			
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。			
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

注) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3.1-17 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準

「大気汚染防止法」(昭和43年6月、法律第97号)では、火格子面積が2㎡以上、または焼却能力が1時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉※を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。

また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の手引方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

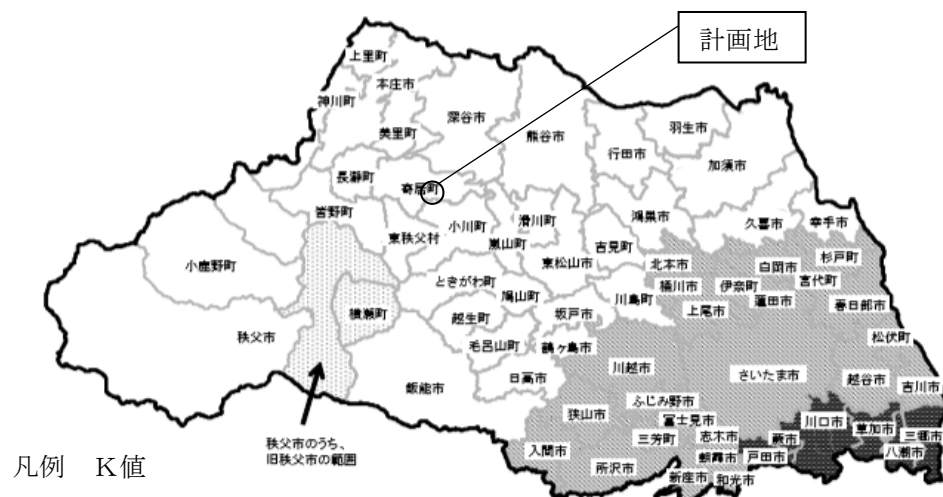
7) 硫黄酸化物に係る排出基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、埼玉県条例第57号)に基づき、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の排出基準が定められている。なお、埼玉県生活環境保全条例では、大気汚染防止法では扱わない規制対象規模の小さなばい煙発生施設も対象としている。

a K値規制

硫黄酸化物のK値による排出基準は、図3.1-12に示すとおりである。

関係市町村全てが100号地域の基準(K値=17.5)が適用される。



根拠法令 項 目 地 域	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条 例 第 5 0 条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

資料：「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課)

図3.1-12 硫黄酸化物に係るK値規制図(平成30年10月1日における行政区画)

※ 大気汚染防止法の対象施設であるばい煙発生施設(32項目)の内、本計画に該当する施設として、「13 廃棄物焼却炉」(一般廃棄物焼却炉、汚泥焼却炉、産業廃棄物焼却炉、ペット焼却炉、金属回収炉等)を選定している。

イ) ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表 3. 1-18 及び表 3. 1-19 に示すとおりである。

表 3. 1-18 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設 平成 10 年 7 月 2 日以降に 設置	4, 000 kg/時以上	0. 04
		2, 000～4, 000 kg/時	0. 08
		2, 000 kg/時未満	0. 15
	既設 平成 10 年 7 月 1 日以前に 設置	4, 000 kg/時以上	0. 08
		2, 000～4, 000 kg/時	0. 15
		2, 000 kg/時未満	0. 25

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料: 「埼玉県の大气規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3. 1-19 「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばいじんの排出基準

ばい煙発生施設の種類			排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉 (焼却能力 30Kg/ 時以上に限る。)	金属の回収を目的と して金属に付着して いる油、樹脂等を焼 却する施設を含む。	新設 平成 11 年 4 月 1 日以降に設置	0. 15
		既設 平成 11 年 4 月 1 日以前に設置	0. 25

注1) 「大気汚染防止法」の規制対象施設を除く(「大気汚染防止法」に基づく排出基準が適用される)。

注2) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正值である。

資料: 「埼玉県の大气規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課)

ウ) 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び埼玉県工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針に基づく窒素酸化物の指導基準は、表 3. 1-20 に示すとおりである。

表 3. 1-20 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類			規模 (最大排ガス量) (万 m³N/時)	指導方針	
				排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	昭和 59 年 10 月 1 日以降に設置した 施設	4 以上	250	180
			4 未満	250	180
	前項以外		4 以上	250	180
			4 未満	－	180

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 排出基準は、標準酸素濃度 (0n%=12%) による補正を行う。

資料: 「埼玉県の大气規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課)

1) 有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出される有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準は、表 3.1-21 及び表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-21 「大気汚染防止法」に基づく有害物質（塩化水素）の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³ N)	上乗せ基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200 kg/時以上 500 kg/時未満	700	500
	焼却能力 500 kg/時以上	700	200

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.1-22 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく有害物質（塩化水素）の排出基準

ばい煙発生施設の種類			排出基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉 (焼却能力30Kg/ 時以上に限る。)	金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設を含む。	新設 平成 11 年 4 月 1 日以降に設置	500
		既設 平成 11 年 4 月 1 日以前に設置	

注1) 大気汚染防止法の規制対象施設を除く（大気汚染防止法に基づく排出基準が適用される）。

注2) 排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正值である。

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

わ) ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-23 に示すとおりである。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象となる廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、表 3.1-24 に示すダイオキシン類濃度の基準の適用を受ける。

表 3.1-23 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全措置法」に基づく
ダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類		規模要件		排出基準 (ng-TEQ/m³N)
廃棄物 焼却炉 注 2) 注 3)	新設	焼却能力が 1 時間 当たり 50 kg 以上ま たは火床面積 0.5m² 以上	焼却能力 4t/時以上	0.1
			焼却能力 2t/時以上～4t/時未満	1
			焼却能力 2t/時未満	5
	既設		焼却能力 4t/時以上	1
			焼却能力 2t/時以上～4t/時未満	5
			焼却能力 2t/時未満	10

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 廃棄物焼却炉（火格子面積 2m²以上または焼却能力200kg時/以上）は、平成9年12月1日までに設置されたもの（設置工事を行っているものを含む）、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設となる。

注3) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

資料：「ダイオキシン類に関する規制について」（平成30年10月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.1-24 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉に係る
ばいじん等の処理を行う場合のダイオキシン類の濃度の基準

特定施設の種類	要 件	基準値 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生を含む）を行う場合のダイオキシン類の濃度	3

資料：「ダイオキシン類に関する規制について」（平成30年10月、埼玉県環境部大気環境課）

か) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、「水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 27 年 6 月、法律第 41 号）をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年 9 月、環境省令第 22 号）等が制定、公布され、平成 30 年 4 月から施行されている。

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 3.1-25 及び表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-25 「大気汚染防止法」に基づく水銀の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
		新設	既設
① 廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積 2m^2 以上 または 焼却能力 $200\text{ kg}/\text{時}$ 以上	30	50
② 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	全て	50	100

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 既設とは改正法施行日（平成28年9月26日）において設置されていた施設をいう。

注3) 排出基準は、標準酸素濃度（ $\text{O}_2\%=12\%$ ）による補正を行う。

資料：「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月、環水大大発第1609264号）

表 3.1-26 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく水銀の排出基準

対象施設	施設規模	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
		新設	既設
① 廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積 2m^2 以上 または 焼却能力 $200\text{ kg}/\text{時}$ 以上	30	50
② 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	火格子がある施設にあつては、面積 2m^2 未満、かつ、焼却能力 $200\text{ kg}/\text{時}$ 未満であり、火格子がない施設にあつては焼却能力 $200\text{ kg}/\text{時}$ 未満であること。ただし、金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設にあつては、火格子面積が 2m^2 以上、又は焼却能力が $200\text{ kg}/\text{時}$ 以上である施設を含む。	50	100

注1) : 本計画が適用される部分を示す。

注2) 既設とは改正法施行日（平成28年9月26日）において設置されていた施設をいう。

注3) 排出基準は、標準酸素濃度（ $\text{O}_2\%=12\%$ ）による補正を行う。

資料：「大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に関わる規制」（令和3年4月、埼玉県環境部大気環境課）

(イ) 自動車 NOx 法・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月、法律第70号）（以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づく対策地域及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく適用地域は、図3.1-13に示すとおりである。

「自動車 NO_x・PM 法」の窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車 NO_x・PM 法の窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる等の規制を行っている。

「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域にて粒子状物質（PM）排出基準に適合しないディーゼル車の運行を禁止している。

計画地が位置する寄居町は、「自動車 NOx・PM 法」に基づく対策地域に含まれないが、「埼玉県生活環境保全条例」は適用地域となっている。



注) 平成18年1月1日に深谷市、花園町、岡部町及び川本町の1市3町が合併し深谷市に、平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の1市3町が合併し久喜市となっている。

資料：「県条例及び自動車NO_x・PM法適用地域図」（埼玉県環境部大気環境課ホームページ）

図3.1-13 自動車NO_x・PM法対策地域及び埼玉県生活環境保全条例適用地域図

2) 水質関係

① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1-27 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1-28 及び表 3.1-29 に、計画地周辺河川の類型指定状況は表 3.1-30 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.1-31 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質・底質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-32 に示すとおりである。

表 3.1-27 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオサキン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
達成期間		該当水域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする		全公共用水域	

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「令和2年版 埼玉県環境白書」（令和2年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-28 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川：一般項目））

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考	基準値は、日間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）					

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

資料：「令和 2 年版 埼玉県環境白書」（令和 2 年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-29 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川：水生生物保全項目））

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域			
備考	基準値は、年間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）			

資料：「令和 2 年版 埼玉県環境白書」（令和 2 年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-30 計画地周辺河川の類型指定状況

河 川		水 域	達成期間	
一般項目	水生生物保全項目		一般項目	水生生物保全項目
A	生物 B	荒川上流 (中津川合流点から熊谷まで)	イ	イ
B	生物 B	槻川	ロ	イ
		市野川上流 (滑川合流点より上流)	ロ	イ

注) 達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

資料：「環境基準（水質）と類型指定」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

注5) 項目名のクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）は、塩化ビニルモノマーから変更したものである。（平成29年4月1日変更）

資料：「令和2年版 埼玉県環境白書」（令和2年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-32 水質・河川底質に係るダイオキシン類の環境基準

物 質	環境基準	
	水 質	河川底質
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下

注) 水質の基準値（河川底質を除く。）は、年間平均値とする。

資料：「令和2年版 埼玉県環境白書」（令和2年12月、埼玉県環境部環境政策課）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準

産業廃棄物処理施設は、1時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2㎡以上の焼却施設が「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）で定める特定施設となっている。

「水質汚濁防止法」に基づく水質汚濁に係る排水基準（有害物質）は表3.1-33に、排水基準（生活環境項目：日平均排水量10m³以上及び10m³未満）は、表3.1-34及び表3.1-35に示すとおりである。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき汚水等を排出する土木建設作業については、杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事及びアンカー工事を指定土木建設作業と定め、表 3.1-36 に示す指定土木工事に係る排水基準を定めている。

なお、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制に係る閉鎖性水域としては、東京湾が指定されており、関係市町村の内、小川町、東秩父村は全て、寄居町及び深谷市の一部が指定地域に該当する。計画地は指定地域に該当する。これにより日平均排水量 50m³ 以上の特定施設を有する特定事業場には、「水質汚濁防止法」及び埼玉県告示（平成 29 年、埼玉県告示第 784 号）が適用され、排水に総量規制（排水濃度×排水量）が適用される。

表 3.1-33 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（有害物質）

単位：mg/L

項 目	排出基準	項 目	排出基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及び EPN に限る。）	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6 価クロム化合物	6 価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸 ^{注)}	100 ^{注1}
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5

注) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」（令和 3 年 1 月、埼玉県環境部）

表 3.1-34 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（生活環境項目：日平均排水量 10m³ 以上）

単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く）

区 分	上乗せ項目 特定施設		生物化学的 酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 量 (SS)		フェノール 類含有 量	
上乗せ基準	1の2 豚房（総面積 50㎡以上） 牛房（総面積 200㎡以上） 馬房（総面積 500㎡以上）		80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5	
	69 と畜業・死亡獣畜取扱業							
	2001 指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員 が 201～500 人で指定地域 内に設置されるもの)		既存	新規	既存	新規		
	72 し尿処理施設 処理対象人員 500 人 以下のし尿浄化槽 を除く		60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)		
								し尿 浄化槽
	その他	30	70 (日間平均 60)					
	73 下水道終末処理施設		25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)			1
	上記以外の特定施設							
	上記以外の指定排水施設							
上乗せ以外の項目の基準	水素イオン濃度（pH）		5.8～8.6		クロム含有量	2		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（鉱油類含有量）		5		大腸菌群数 (1cm³につき個)	日間平均 3,000		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（動植物油脂類含有量）		30		窒素含有量 ^{注2)}	120（日間平均 60）		
	銅含有量		3		りん含有量 ^{注2)}	16（日間平均 8）		
	亜鉛含有量		2					
	溶解性鉄含有量		10		化学的酸素要求 量(COD) ^{注3)}	160(日間平均 120)		
	溶解性マンガン含有量		10					

注1) 〇〇：本計画が適用される部分を示す。

注2) 日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用される。

注3) 湖沼に直接排水される場合に適用される。

注4) 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準が適用される。

注5) 既存・新規の施設...平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制」（令和3年1月、埼玉県環境部）

表 3.1-35 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（生活環境項目：日平均排水量 10m³ 未満）

単位：mg/L（水素イオン濃度を除く）

項 目	基 準
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	150 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD) ^{注)}	160 (日間平均 120)
浮遊物質 量 (SS)	180 (日間平均 150)

注) 湖沼に直接排水する場合に限る。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」（令和3年1月、埼玉県環境部）

表 3.1-36 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定土木建設作業に係る排水基準

単位：mg/L(水素イオン濃度を除く)

項 目		排出基準	項 目	排出基準
有害物質	カドミウム及びその化合物 ^{注2}	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
	シアン化合物	シアン 1	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4
	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
	鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
	6価クロム化合物	6価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
	砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
	アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0.2
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
	トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 ^{注2}	ほう素 10
	ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 ^{注2} ^{注3}	ふっ素 8
	四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸 ^{注2}	100 ^{注1}
	1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン ^{注2}	0.5
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6		
	浮遊物質（SS）	180 (日間平均 150)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5		

注) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」（令和3年1月、埼玉県環境部）

3) 騒 音

① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

関係市町村における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.1-37～表 3.1-39 に示すとおりである。

表 3.1-37 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該当地域	時間の区分	
		昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時まで
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 工業専用地域については適用されない。

資料：「令和 2 年版 埼玉県環境白書」（令和 2 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-38 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1) 当表に掲げる地域に該当する地域は、表 3.1-37 によらず、当表が適用される。

注2) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

資料：「騒音に係る環境基準」（埼玉県環境部水環境課（総務・騒音・悪臭担当）ホームページ）

表 3.1-39 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	時間の区分	
	昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）及び自動車道路であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する道路は道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する道路は道路端から 20m までの範囲をいう。

注2) 「注1」に記した「幹線道路を担う道路」に近接する空間については、当表に掲げる地域に該当する地域は、表 3.1-38 によらず、当表が適用される。

注3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

資料：「騒音に係る環境基準」（埼玉県環境部水環境課（総務・騒音・悪臭担当）ホームページ）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の騒音の規制基準は表 3.1-40 に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-41 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域の一部地域に該当しないため、同法の規制基準は適用されない。

表 3.1-40 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル	午後7時～午前7時	10時間／日	連続6日	日曜・休日
第2号区域		午後10時～午前6時	14時間／日		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3) 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、

上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：工業地域、工業専用地域（一部地域：計画地の位置する寄居町は一部地域に該当しない）

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」（平成24年6月、埼玉県告示第846号）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（平成24年3月、埼玉県告示第287号）

表 3.1-41 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

(イ) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度の区域の区分及び要請限度は、表3.1-42及び表3.1-43に示すとおりである。

表 3.1-42 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) 区域の区分は以下のとおりである。

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：「令和 2 年版 埼玉県環境白書」（令和 2 年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-43 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

(幹線交通を担う道路に近接する空間) (特例)

昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時まで
75 デシベル	70 デシベル

注) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）及び自動車道路であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する道路は道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する道路は道路端から 20 m までの範囲をいう。

資料：「令和 2 年版 埼玉県環境白書」（令和 2 年12月、埼玉県環境部環境政策課）

(ウ) 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は、表 3. 1-44 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域の一部地域に該当しないため、同法の規制基準は適用されない。

表 3. 1-44 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

単位：デシベル

時間区分 区域区分		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第 2 種低層住居専用地域				
	田園住居地域				
	第 1 種中高層住居専用地域				
	第 2 種中高層住居専用地域				
第 2 種	第 1 種住居地域	50	55	50	45
	第 2 種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）				
第 3 種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
第 4 種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域（一部地域 ^{注 4)} ）				

注1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

注2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とする。（第1種区域は除く。）

注4) 計画地の位置する寄居町の工業専用地域は一部地域に該当しない。

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」（昭和54年4月、埼玉県告示第190号）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（平成24年3月、埼玉県告示第287号）

4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-45 に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-46 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、同法の規制基準は適用されない。

表 3.1-45 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

区域区分	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時～午前 7 時	10時間／日	連続 6 日	日曜・休日
第 2 号区域		午後10時～午前 6 時	14時間／日		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3) 第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

第 2 号区域：工業地域

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定」（平成24年 6 月、埼玉県告示第847号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（平成24年 3 月、埼玉県告示第291号）

表 3.1-46 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

(イ) 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3. 1-47 に示すとおりである。

表 3. 1-47 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(ウ) 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は、表 3. 1-48 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、同法の規制基準は適用されない。

表 3. 1-48 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間	昼 間	夜 間
			午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）		60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65 デシベル	60 デシベル

注1) 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

注2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。

資料：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

5) 土壌汚染

① 環境基本法等に基づく土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.1-49(1)に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1-49(2)に示すとおりである。

表 3.1-49(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注1) 検液とは、土壌を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月23日環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

資料：「令和2年版 埼玉県環境白書」（令和2年12月、埼玉県環境部環境政策課）

表 3.1-49(2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく

土壤汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項 目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出または高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ 四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の測定方法により測定した値とみなす。

注3) 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に基づく土壌の汚染状態の基準は、表 3.1-50 に示すとおりである。「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準も、法と同様の基準である。

また、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌汚染調査の流れは、図 3.1-14 及び図 3.1-15 に示すとおりである。

なお、計画地及びその周辺において要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

表 3.1-50 「土壌汚染対策法」に基づく土壌の汚染状態の基準

項 目		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	—
	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	シマジン	0.003 mg/L 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
	チウラム	0.006 mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

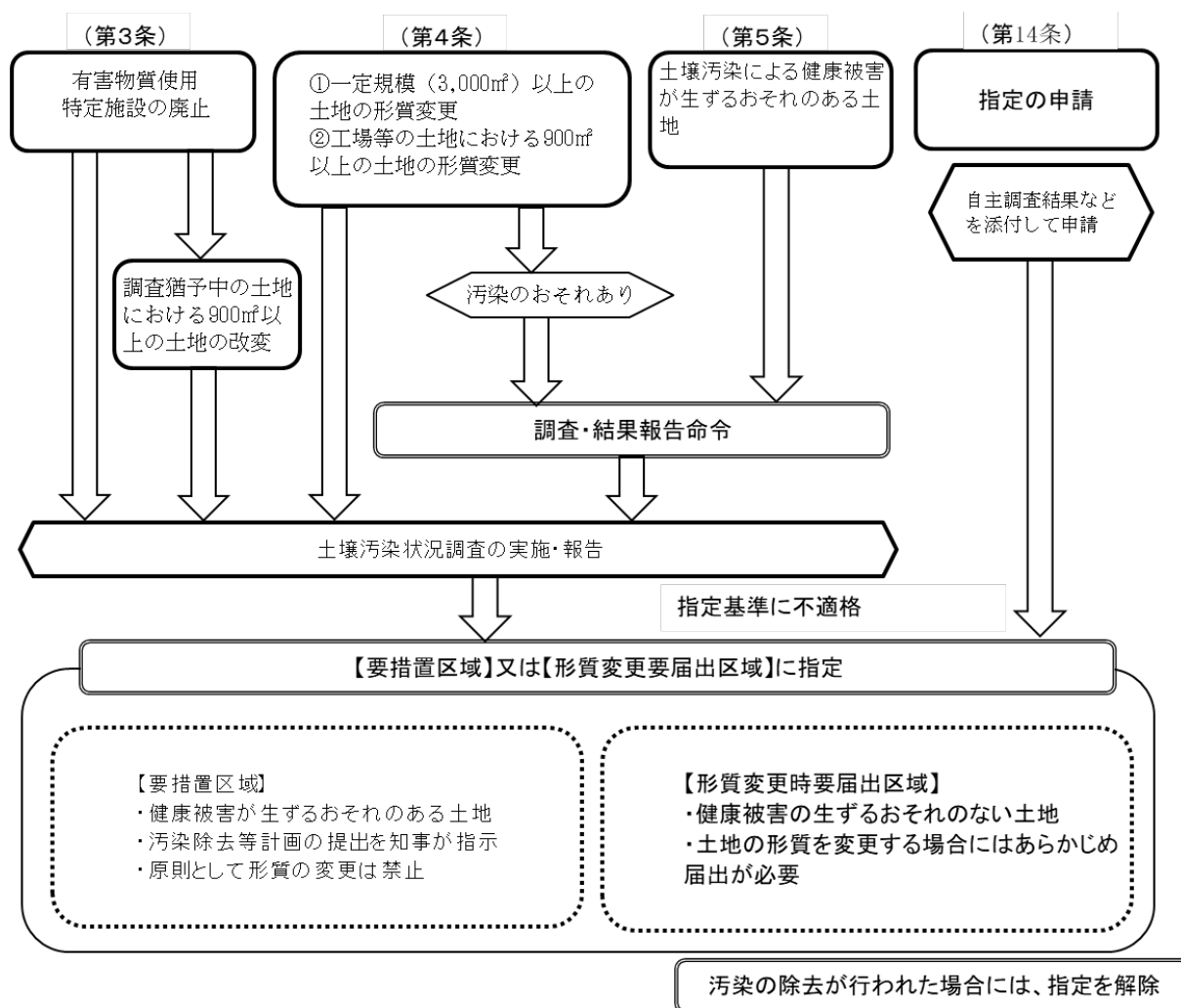
注1) 土壌溶出基準は26の特定有害物質全てについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。

注2) 土壌溶出量基準は、表3.1-49(1)における「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。

注3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上記の表と同じである。

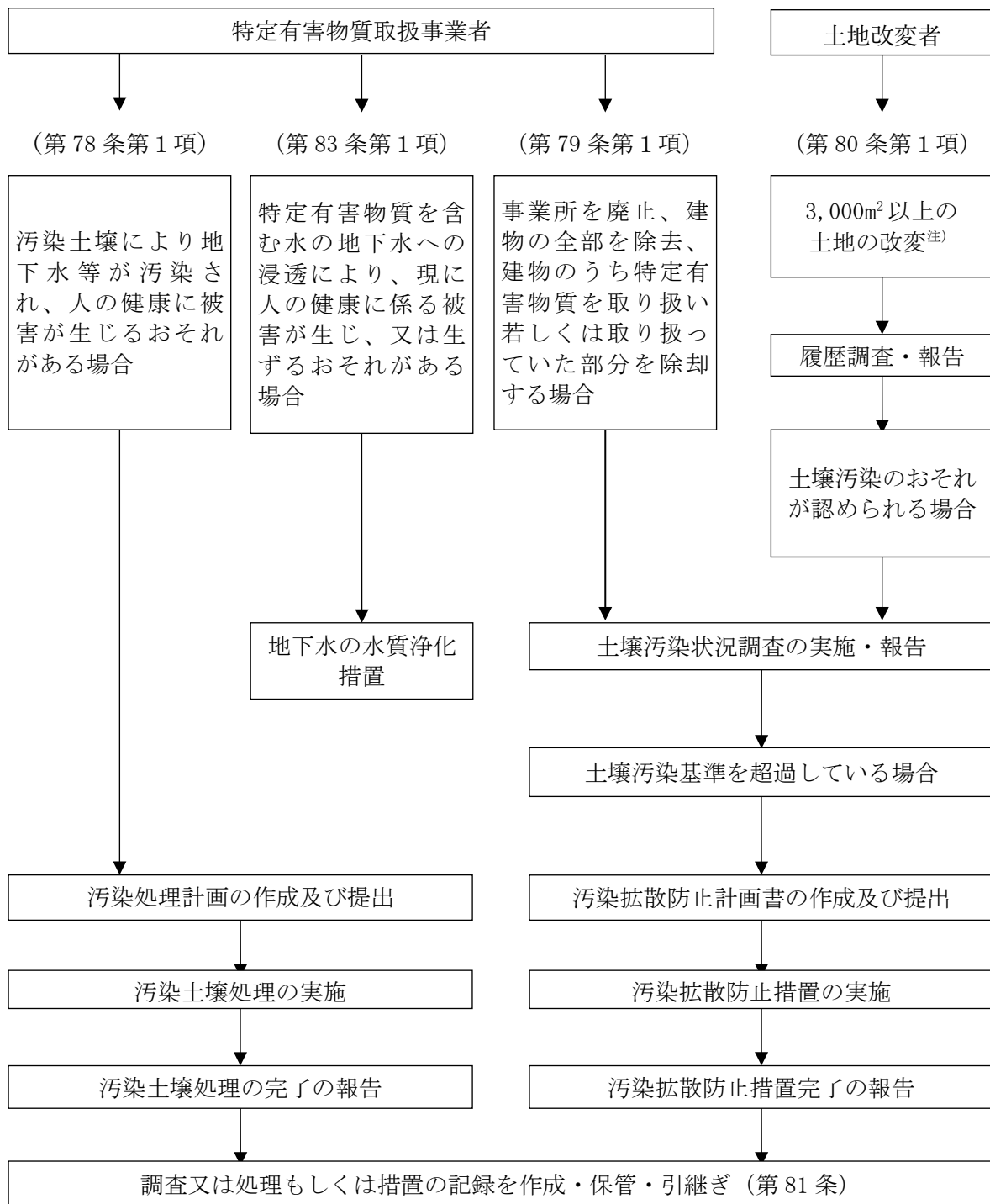
注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

資料：「令和2年版 埼玉県環境白書」（令和2年12月、埼玉県環境部環境政策課）



資料：「水・土壌・地盤・海洋環境の保全（土壌汚染対策法のしくみ）」（環境省ホームページ）

図3.1-14 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査の流れ



注) 改変とは、土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、建築物その他工作物の建設その他の行為をいい、建築物の基礎の除却などの行為も含まれる。ただし、農用地に係る行為は除かれる。
資料：「埼玉県生活環境保全条例」（埼玉県環境部水環境課ホームページ）

図3.1-15 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌汚染調査の流れ

③ 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る基準

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 139 号）に基づく指定要件に係る基準は、表 3.1-51 に示すとおりである。

表 3.1-51 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく指定要件に係る基準

指定要件	特定有害物質	基準値
人の健康保護の観点から定められた指定要件	カドミウム	当該農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度が 0.4mg/kg を超える地域又はそのおそれが著しい地域
農作物等の生育阻害の防止の観点から定められた指定要件	銅	当該農用地（田に限る。）の土壌中の銅濃度が 125mg/kg 以上である地域
	砒素	当該農用地（田に限る。）の土壌中の砒素濃度が 15mg/kg 以上である地域

資料：「令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について」（環境省水・大気環境局土壌環境課ホームページ）

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図 3.1-16 に示すとおり、地下水の採取により地盤沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生じるおそれがあると認める地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域としている。計画地は、いずれの指定地域にも指定されていない。



図3.1-16 「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」
及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域図

7) 悪 臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月、法律第 91 号)に基づき、地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」を行っている。

「悪臭防止法」に基づく規制地域は図 3.1-17 に示すとおりである。

計画地のある寄居町は、臭気指数規制(基準値 2)の規制地域になっている。なお、計画地の区域区分は、C 区域に該当する。

敷地境界における臭気指数による規制基準は表 3.1-52 に、煙突等排出口における規制基準は表 3.1-53(1)～(2)に、臭気指数による排出水中の規制基準は表 3.1-54 に示すとおりである。



資料：「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図3.1-17 悪臭防止法に基づく悪臭防止法規制地域

表 3.1-52 悪臭防止法に基づく敷地境界線における臭気指数による規制基準

区域区分		基準値(臭気指数)	
		(1) 注1)	(2) 注2)
A 区域	(B、C 区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

注1)基準値(1)：熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

注2)基準値(2)：本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

資料：「令和 2 年版 環境白書」(令和 2 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

表 3.1-53(1) 悪臭防止法に基づく煙突等の排出口における規制基準
(排出口高さが 15m 以上の場合)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
<悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号排出口の実高さが 15m 以上の施設> 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。 $qt = 60 \times 10A \div F_{\max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$ これらの式において、qt、Fmax 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。 qt : 排出ガスの臭気排出強度 (単位: m³N/分) Fmax : 別表第 3 に定める式により算出される F (x) (臭気排出強度 1m³N/秒に対する排出口からの風下距離 x (単位: m) における地上での臭気濃度) の最大値 (単位: 秒/m³N)。ただし、F (x) の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量 (単位: m³N/秒) で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。 L : 敷地境界における規制基準	
別表第 3	
$F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp(- (He(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$ 備考 この式において、x、σy、σz、及び He (x) は、それぞれ次の値を表すものとする。 X : 排出口からの風下距離 (単位: m) σy : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの 風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅 (単位: m) σz : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの 風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅 (単位: m) He (x) : 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ (単位: m)。ただし、次式における Hi と ΔHd の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0m。 $He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$ この式において、Hi、ΔH 及び ΔHd は、それぞれ次の値を表すものとする。 Hi : 第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (単位: m) ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ (単位: m) ΔHd : 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ (単位: m)	
Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0
この表において、Hi は第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (単位: m) を、Hb は周辺最大建物の高さ (単位: m) を表すものとする	

資料:「悪臭防止法施行規則第 6 条の 2」及び「別表第 3」(環境省ホームページ)

表 3.1-53(2) 悪臭防止法に基づく煙突等の排出口における規制基準

(排出口高さが 15m 未満の場合)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。		
＜悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 2 項排出口の実高さが 15m 未満の施設＞		
次に定める式により排出ガスの臭気指数を算出するものとする。		
$I = 10 \times \log C$		
$C = K \times H_b^2 \times 10^B$		
$B = L / 10$		
これらの式において I、K、 H_b 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。		
I : 排出ガスの臭気指数		
K : 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。		
排出口の口径が 0.6 メートル未満の場合		0.69
排出口の口径が 0.6 メートル以上 0.9 メートル未満の場合		0.20
排出口の口径が 0.9 メートル以上の場合		0.10
H_b : 周辺最大建物の高さ (単位 メートル)。ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ (単位 メートル) の値の 1.5 倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ (単位 メートル) とする。		
10 未満	6.7 メートル以上	10 メートル
	6.7 メートル未満	排出口の実高さの 1.5 倍
10 以上であって排出口の実高さ (単位 メートル) の値の 1.5 倍以上	—	排出口の実高さの 1.5 倍
L : 敷地境界における規制基準		

資料：「悪臭防止法施行規則第 6 条の 2」

表 3.1-54 悪臭防止法に基づく臭気指数による排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	
換算式： $I_w = L + 16$	
I_w : 排出水の臭気指数	
L : 敷地境界線における規制基準	

資料：「悪臭防止法施行規則第 6 条の 3」(環境省ホームページ)

8) 景 観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図 3.1-18 に示すとおりであり、計画地のある寄居町では、用途地域の定めが有る区域は一般課題対応区域に、用途地域の定めが無い区域は特定課題対応区域に指定されている。計画地は用途地域の定めが有る区域（工業専用地域）であることから、一般課題対応区域の都市区域に該当している。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。届出の際は、外壁の色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある

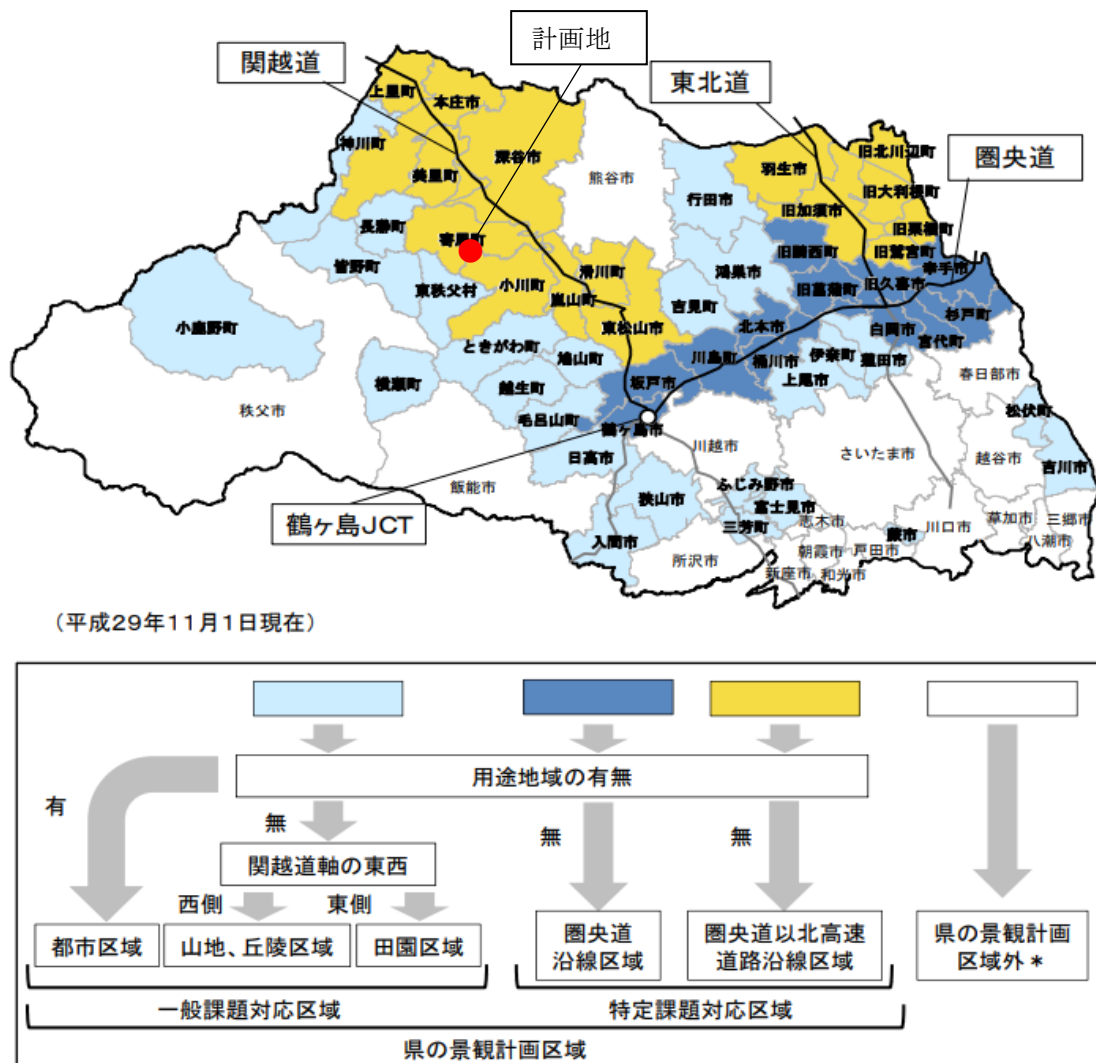


図3.1-18 景観法に基づく景観計画区域

9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月、埼玉県）を策定し、「3 R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の 4 項目を基本方針として施策を展開している。基本方針に基づき、「彩の国資源循環工場を拠点としたリサイクルの向上」、「廃棄物処理施設による地域のレジリエンス強化」、「リサイクル製品の認定」、「廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成」といった施策を展開している。

寄居町では、「第 6 次寄居町総合振興計画 基本構想・前期基本計画」（平成 29 年 3 月、寄居町）では、廃棄物に係る基本施策として、「循環型社会の推進」を掲げ、5 年後の目指すべき姿として“産業面でも 4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みが進み、環境・経済が両立した循環型社会の熟度が高まっている”を示し、資源物回収量、リサイクル活動団体資源物回収量、可燃ごみの排出量（町民一人あたり）及び環境学習講座開催回数を成果指標として計画を推進している。

10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月、法律第 117 号）に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年 3 月、条例第 9 号）において、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務などについて規定している。事業者の責務として、“事業者は、その事業活動において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策を実施するとともに、県、県民、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。”と規定している。

寄居町では、「寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 30 年 4 月、寄居町）で 2030 年度までに寄居町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%削減することを目標としている。また、「第 2 次寄居町環境基本計画」（平成 29 年 4 月、寄居町）では、「低炭素社会の実現に取り組もう」という方針のもと、事業者が実施する環境保全行動として以下の項目を掲げている。

- ・太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用を積極的に導入しましょう。
- ・コジェネレーションシステム等の新エネルギー導入を検討しましょう。
- ・生産ラインの省エネルギー化や廃熱利用を進めましょう。
- ・省エネ型の電気製品を購入するようにしましょう。
- ・採光や風通し、材質の工夫などエネルギー効率のよい省エネオフィスにしましょう。

1 1) 自然環境関係法令等

計画地及びその周辺における自然環境関係法令等に基づく指定等の状況は、表 3.1-55 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月、法律第 88 号）に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」、「都市計画法」に基づく「工業専用地域」及び「景観法」に基づく「景観計画区域（一般課題対応区域）」に指定されている。

表 3.1-55 計画地及びその周辺における自然環境関係法令等による指定等の状況

地域地区等			指定・規制の有無 (○・×)		法令等
			計画地	計画地 周辺	
自然保護	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法 県自然環境保全条例
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法 県立自然公園条例
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	緑地	近郊緑地特別保全地区	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		近郊緑地保全区域	×	×	都市緑地法
		生産緑地地区	×	×	
		特別緑地保全地区	×	×	
		緑地保全地域	×	×	
		ふるさと緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種に保護に関する条例
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護地区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域 （鉛散弾使用禁止区域）	×	×	
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	○	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	○	砂防法
	保安林		×	○	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	×	土砂災害防止法
	土砂災害警戒区域		×	×	
	地下水採取規制地域		×	×	
			×	×	
土地利用			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			×	○	埼玉県生活環境保全条例
	都市地域	都市地域	○	○	都市計画法
		市街化区域	×	○	
		市街化調整区域	×	○	
		その他都市計画区域における用途地域	○	○	
	農業地域	農用地域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
		森林地域	×	×	森林法
		地域森林計画対象民有林	×	○	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 （国・県・市町村指定）		×	○	文化財保護法
			×	○	県文化財保護条例
			×	○	小川町文化財保護条例
			×	○	深谷市文化財保護条例
			×	○	東秩父村文化財保護条例
			×	○	寄居町文化財保護条例
	県選定重要遺跡		×	○	県文化財保護条例
景観保全	埋蔵文化財		×	○	文化財保護法
	景観計画区域（一般課題対応区域）		○	○	景観法 埼玉県景観条例
	景観計画区域（特定課題対応区域）		×	○	
	景観計画区域（住民主体の景観形成推進区域）		×	○	

注) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

① 鳥獣保護区等

計画地及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって指定される鳥獣保護区等は表 3.1-56 に、位置は図 3.1-19 に示すとおりである。
計画地は、「30 三ヶ山特定猟具使用禁止区域」に含まれる。

表 3.1-56 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の状況

区域	番号	名 称	関係する市町村	面積 (ha)	期 限
指定猟法禁止区域 (鉛散弾の使用禁止)	2	荒川	上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、深谷市、熊谷市、川島町、吉見町、寄居町	1,809	無期限
鳥獣保護区	24	美里	美里町	194	令和 9.10.31
	26	折原	寄居町、皆野町	785	令和 5.10.31
	43	小川げんきプラザ	小川町	43	令和 3.10.31
	64	かわせみ河原	深谷市、寄居町	67.1	令和 9.10.31
特定猟具使用禁止区域	19	男衾	寄居町、小川町	1,065	令和 7.10.31
	22	小川	小川町	950.5	無期限
	25	金勝山	小川町	164	令和 3.10.31
	30	三ヶ山	寄居町	132	令和 5.10.31
	31	金尾山・風布	寄居町、長瀨町、美里町	687	令和 2.10.31
	55	露梨子	寄居町	333.7	無期限
	61	森林公園ゴルフ倶楽部	寄居町、小川町	147.3	令和 2.10.31
	64	美里南部	美里町	101.7	令和 4.10.31
	88	寄居	寄居町	442.9	無期限
	90	西ノ入	寄居町	40	無期限
	91	花園	花園町	646.3	無期限
	118	鐘撞堂山	深谷市、寄居町	110.5	無期限

注) 番号は各区域の指定番号を示す。また、図3.1-19と対応している。

資料:「令和2年度 埼玉県鳥獣保護区等位置図」(令和2年10月、埼玉県環境部みどり自然課)

② 土地利用関連法規制状況

「都市計画法」(昭和43年6月、法律第100号)により定められた指定状況は「1 社会的状況 (2) 土地利用の状況」に示したとおりである。計画地は、工業専用地域に指定されている。

③ 景観保全関係法規制状況

埼玉県景観条例による景観計画区域の指定状況は、「1 社会的状況 (7) 法令による指定及び規制等の状況 (8) 景観(図 3.1-18 参照)」に示したとおり、計画地が位置する寄居町は用途地域の有無により「一般課題対応区域」または「特定課題対応区域」となっている。計画地は「一般課題対応区域」の都市区域に該当している。

